

地域における様々な活動を知る

認定NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
代表理事 牧野昌子

1. 八街市のまちづくり推進計画

目的：持続可能なまちづくり



手法：協働によるまちづくり



地域の主体・地域の資源を活かす

様々な主体と連携するには、 相互理解

• 地域の主体

市民活動団体、ボランティアグループ

事業者、企業（JA、金融機関、商店）

福祉施設（高齢者、障がい）

地縁組織（自治会、まちづくり協議会）

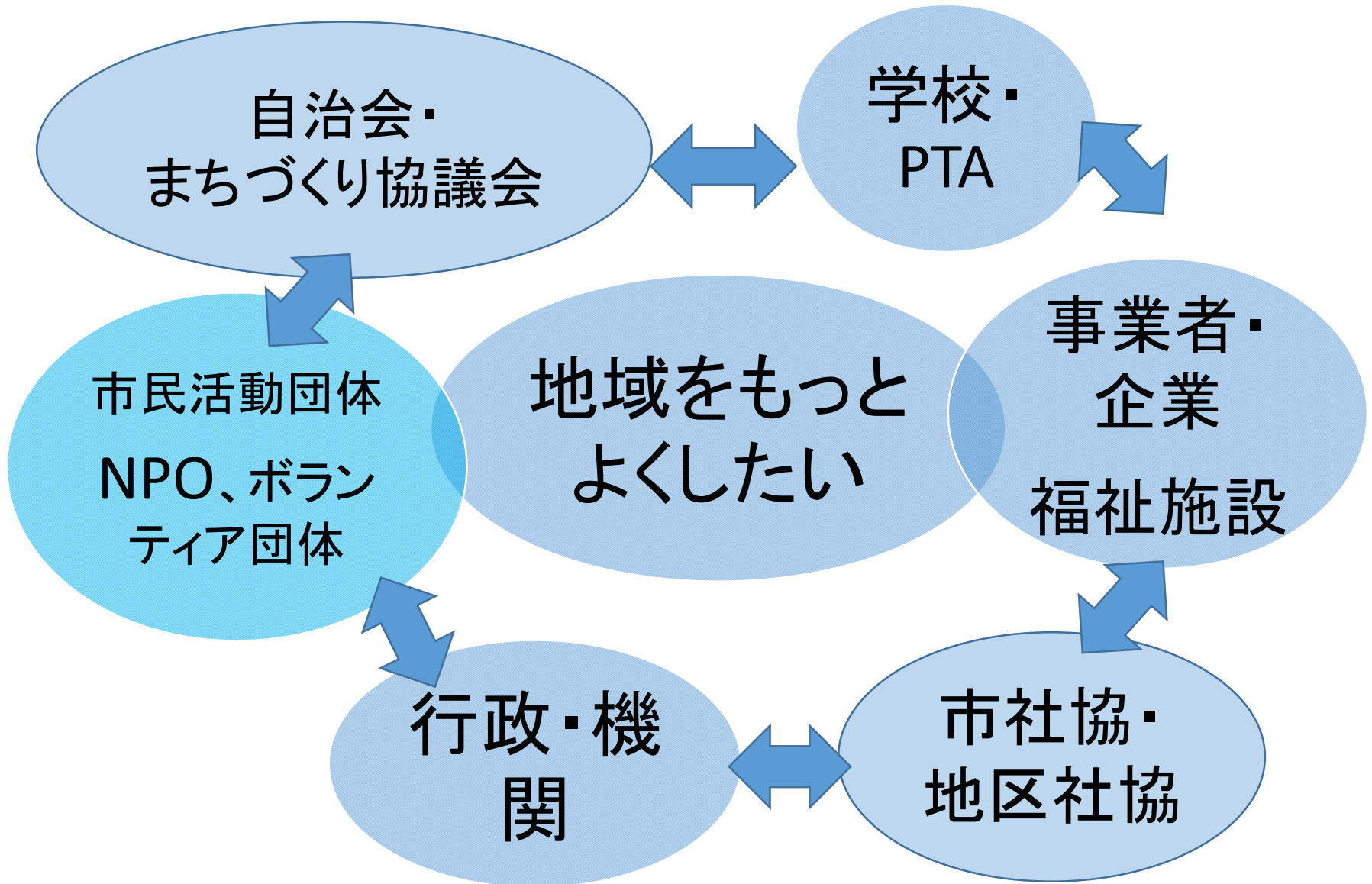
社会福祉協議会

教育機関（幼・保育園、小、中、高、大等）

医療施設（病院、歯科、鍼灸）

行政機関

様々な主体との連携・協力



地域・住民の困りごと・課題は？

地域、対象者によってさまざまあるが、解決するのはだれとだれ？

対象	課題、ニーズ	解決策、担い手例
地域	<ul style="list-style-type: none">・自治会の担い手の減少、高齢化・空き家が増える・商店が閉鎖、買い物難民・農地が荒れている	<ul style="list-style-type: none">・若者とイベント開催・移住・定住相談・自治会で朝市・新規就農者支援
子ども	<ul style="list-style-type: none">・通学時人通りがなく不安・親の帰りが遅く、夕飯を一人で・授業がわからない、外国にルーツの子	<ul style="list-style-type: none">・スクールガード・夜のこども食堂・学習支援
若い世代	<ul style="list-style-type: none">・保育園に入れたい・非正規労働のままで結婚できない・働きたいけど、働きづらい・地元の仕事がない	<ul style="list-style-type: none">・事業所内保育所・空店舗のリニューアル・就労支援・起業・創業支援
高齢者	<ul style="list-style-type: none">・通院、買い物の足がない・独居、誰とも会わない、ひきこもる・老老介護で不安・8050問題	<ul style="list-style-type: none">・移動サービス・居場所運営・ケアラズカフェ・ひきこもり相談

ボランティアとNPO・市民活動団体

	ボランティア・個人	NPO・市民活動団体
	個人	組織
収益・報酬	<ul style="list-style-type: none">・原則無報酬・収益を目的としない	<ul style="list-style-type: none">・収益を上げるが非営利・報酬を受けるスタッフもいる
自立性・自発性	<ul style="list-style-type: none">・自発的だが必ずしも自立的ではない	<ul style="list-style-type: none">・自発的で自立性・自律性を要する
対象・目的	<ul style="list-style-type: none">・自己実現や自己満足の活動でも可	<ul style="list-style-type: none">・目的達成が第一義
参加に関して	<ul style="list-style-type: none">・参加する側	<ul style="list-style-type: none">・参加を促す側

特定非営利活動促進法(NPO法)の目的

・1998年12月施行

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

- 福祉、環境、国際協力、まちづくり等ボランティア活動、民間の非営利団体による社会貢献活動を活発化する。
- 法人格を取得して、法律行為(契約、金融機関口座、事務所賃貸、電話、不動産登記)を団体として行う。
- 特徴 認可、許可ではなく 認証
団体情報(活動実績、活動計算書類)をできる限り公開し、市民の信頼を得て、市民に育てられること。

千葉県内のNPO法人

- 千葉県NPO法人数:1,608、認定NPO法人:36
- 千葉市375、認定NPO法人:9
- 全国:51,410、認定NPO法人:1,140
- NPO法人数
八街市:21、白井市20、袖ヶ浦市19、旭市15
佐倉市:50、四街道市26、富里市15

任意団体は、法人数の10倍？

- 2019年からNPO法人数は減少傾向
- 一般社団等、簡単な法人格に

特定非営利活動の種類(20分野)

1. 保健、医療又は福祉の増進
2. 社会教育の推進
3. まちづくりの推進
4. 観光の振興
5. 農山漁村、中山間地域の振興
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
7. 環境の保全
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権擁護又は平和推進
11. 国際協力
12. 男女共同参画社会の形成 促進
13. 子どもの健全育成
14. 情報化社会の発展
15. 科学技術の振興
16. 経済活動の活性化
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援
18. 消費者の保護
19. 以上の活動を行う団体の運営
又は活動に関する連絡、助言、援助
20. 所轄庁が条例で定める活動

NPO法人の主な要件

- ① 特定非営利活動を行うこと
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員(理事、監事)のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- ⑥ 特定の候補者や政党等を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
- ⑧ 社員が10人以上であること
- ⑨ 理事3人以上及び監事1人以上を置くこと

設立申請に必要な書類

- ① 設立認証申請書
- ② 定款
- ③ 役員名簿
- ④ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面(住民票)
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦ 団体確認書
- ⑧ 設立趣旨書
- ⑨ 設立についての意思決定等を証する設立総会議事録の謄本
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※ ②、③、⑧、⑩、⑪については、申請後1ヶ月間縦覧

NPO法人と会社法人の違い

	NPO法人	会社法人
法律	特定非営利活動促進法(H10・12月)	会社法(H18・5月施行)
設立経費	0円	定款認証代5万円 収入印紙代 4万円 登記時の登録免許税 15万円
法人税	税法上の収益事業34種以外であれば減免申請可	利益に課税
関わる人	役員、スタッフ、支援者 ボランティア	出資者(社員) 役員、雇用された人
利益の分配	社会、地域に再投資 繰越金	出資者に配当金
その他資金	会費、寄附、補助金、助成金	株式の公開が可能
情報公開	毎事業年度毎に事業報告書類の提出、閲覧、 内閣府NPOポータルサイト	株主総会

公益法人について

	設立要件等
一般社団法人	2名以上、定款、公証人による認証 事業目的に制限なし、登記するのみ(法務局) 事業報告書類(決算書類)提出義務なし ・必要書類:10枚
公益社団法人	公益目的事業23の事業 公益認定を受け、税制優遇措置、寄付金控除 継続的に監査が入る (監督行政庁・公益認定等委員会)